



令和8年6月定例岡山市議会提出の 主な議案（予算を除く。）について

1 内 容

- ・ 岡山市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
- ・ 岡山市アリーナ整備運営事業PFI事業者選定委員会設置条例の制定について

【問い合わせ先】

岡山市 総務法制企画課 藤本・小林 直通086-803-1081 内線4450

記者会見資料

担当課名	スポーツ振興課
担当者名	アリーナ整備推進担当課長 花田 室長補佐 武久
連絡先	803-1617 内線 3722・4741

岡山市条例の制定について (甲第108号議案)

- 1 目的 岡山市アリーナ整備運営事業について、公共施設等運営権(コンセッション)制度を導入するに当たり、公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定めるもの。
- 2 概要 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、岡山市北区地内に整備する岡山市アリーナの公共施設等運営権(法第2条第7項の公共施設等運営権をいう。)に係る実施方針(法第5条第1項の実施方針をいう。)に関し、民間事業者の選定の手続き等を定めるもの。
- 3 施行日 公布の日から施行

記者会見資料

担当課名	スポーツ振興課
担当者名	アリーナ整備推進担当課長 花田 室長補佐 武久
連絡先	803-1617 内線 3722・4741

岡山市条例の制定について (甲第109号議案)

- 1 目的** 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議を行うことを目的とする「岡山市アリーナ整備運営事業PFI事業者選定委員会」を設置するため、本条例を制定するもの。
- 2 概要** 本条例に基づき、「岡山市アリーナ整備運営事業PFI事業者選定委員会」を設置するもの。本委員会は、市長の諮問に応じ、民間事業者の選定方法に関すること等の事務を所掌する。
- 3 施行日** 公布日から施行

